総務委員会会議記録（第１号）

令和８年　７月　２日

福島県議会

１　日時

令和８年　７月　２日（木曜）

午前　１１時　　開会

午後　　１時５８分　散会

２　場所

総務委員会室

３　会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

４　出席委員

委員長	佐　藤　郁　雄	副委員長	佐々木　恵　寿
委　員	神　山　悦　子	委　員	亀　岡　義　尚
委　員	渡　辺　義　信	委　員	髙　野　光　二
委　員	先　崎　温　容	委　員	佐　藤　義　憲
委　員	半　沢　雄　助		

５　議事の経過概要

（午前　１１時　　開会）

佐藤郁雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、佐藤義憲委員、神山悦子委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第１号のうち本委員会所管分外９件、議員提出議案第147号外５件及び請願６件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより総務部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課渡部主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者の紹介を願う。

（部参事以上の新任者は自己紹介、その他の新任者は政策監・次長より紹介）

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第１号のうち本委員会所管分外８件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

（別紙「６月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明）

佐藤郁雄委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

佐藤郁雄委員長

続いて、税務課長の説明を求める。

税務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

佐藤郁雄委員長

続いて、福利厚生室長の説明を求める。

福利厚生室長

（別紙「議案説明資料」説明）

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

総122ページの議案第12号について、条例改正の背景と理由を聞く。

福利厚生室長

当条例で引用している地方自治法第243条の２の７に新たに公金収納のデジタル化に関する規定が追加され、以降の条文が繰り下げられたことに伴い、条例を改正するものである。

神山悦子委員

県税に関する条例改正のうち、個人に関わるものは議案第３号と第４号で、ほかの条例は企業立地関係の事業所が対象であるとの理解でよいか。

税務課長

議案第３号～第７号の県税優遇措置の適用期限の延長について、税目は事業税、不動産取得税、県に課税権がある場合の固定資産税である。事業税には個人事業税と法人事業税があるが、法人格を有する企業が優遇措置の対象である。

神山悦子委員

総28ページの議案第２号、ふるさと納税への高額納税者の控除額見直しについて詳細を説明願う。

税務課長

今回、寄附者の公平性の確保という観点から改正するものである。居住地以外の自治体に寄附を行った納税者は県民税の税額控除を受けられるが、これまでは県民税均等割の20％が寄附の上限とされていた。この基準では高額所得者ほど上限額が高くなるため、見直しを求める多くの指摘があり地方税法が改正されたことから、県税条例においても今回新たに定額上限77万2,000円を設定し、税額の20％に相当する金額と比較し低いほうを適用する内容に改正するものである。

神山悦子委員

高額所得者とはどのくらいを高額というのか。県内に該当者はいるのか。

税務課長

まず、先ほど県民税均等割の20％と説明したが、県民税所得割額の20％に訂正する。

次に高額所得者の定義であるが、給与収入１億円の人が寄附をした際の控除額が77万2,000円となり、総務省のシミュレーションに基づき設定されたものである。

なお、県内の高額納税者数について詳細は把握していないが、ごく少数であると思われる。

神山悦子委員

ふるさと納税の当初の目的から逸脱してきていると感じている。本来の趣旨に立ち返り、行き過ぎた制度には疑問があるとの意見を述べておく。

髙野光二委員

総１ページの県議会議員補欠選挙に係る補正について、福島市といわき市選挙区分を計上しているが、郡山市選挙区分は計上する必要はないのか。

総務課長

郡山市選挙区の補欠選挙に係る予算は、当初予算で計上している。

神山悦子委員

総７ページの衆議院議員選挙費について、２億8,000万円程度の減額理由を聞く。

市町村行政課長

まず、選挙費用が不足しないよう毎回最大限の額を見込んでいるが、候補者数が想定より少なかったことから１億4,000万円程度減額となった。

次に、今回の選挙時期が冬であったため除雪対策費用をかなり多めに見込んでいたが、実際はそこまでの影響がなかったことなどから、１億4,000万円程度の減額となったものである。

神山悦子委員

今回の選挙は急遽決まったことに加え、大雪の心配や掲示板の設置など各地方振興局では準備に大変な苦労があっただろうと思っている。今後も市町村との連携を図り進めてほしい。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結する。

次に、一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

髙野光二委員

先ほどの県議会議員補欠選挙について、補欠選挙と県知事選挙を同時に行う想定ができたはずだが、予算の計上時期を郡山市選挙区は当初予算、福島市といわき市選挙区は今回とした理由を聞く。

市町村行政課長

事業費の積算に時間を要したため、当初予算の編成時期に間に合わなかった。

髙野光二委員

これまで､南相馬市議会議員選挙と県知事選挙を同日で実施したことが２回ある。今回はそれぞれ別日に実施するが、同時に実施すれば立会人などを共有でき選挙に要する費用を抑えることができると思う。県と市の間でどのような調整により選挙日程を決定したのか。

市町村行政課長

市町村の選挙を県の選挙日程に合わせて行うかどうかは､市町村が判断している。今回の県知事選挙と県議会議員補欠選挙の日程については、国政選挙で欠員が生じた際には10月の第４週に選挙を行うと決められているため、２週連続で選挙を行うことがないよう万が一の場合に備えて決定した。

半沢雄助委員

出納局では財務会計システムを改修し業務効率化を図ると聞いたが、システム化は全庁的に進める必要があると思う。税務システムも改修の予定などはあるのか。

税務システム課長

税務システムの改修については当初予算で費用を計上しており、現在、開発のための入札公告を行っている。事業者が決定した後、約３年の開発、導入期間を経て令和11年10月から稼働予定である。

半沢雄助委員

地方振興局の県税部職員から、オンライン申請ができるものも、最終的なチェックは紙で行っていると聞いた。申請はデジタル化しても結局はアナログな取扱いで

あることに違和感を持った。当然、個人情報のセキュリティー問題をクリアすることは前提であるが、税務システムの改修に合わせて業務効率化が図られる部分はないのか。

税務システム課長

年々、国税との連携なども含めて税務の電子化は進んでいる。現状のシステムが稼働から約17年を経過し老朽化しているため、このたびシステムを更新するものである。委員指摘のさらなる電子化については、今後のシステムにおいて対応できるよう進めていく。

半沢雄助委員

職員の負担軽減のほか事業主が申請結果をすぐに知ることができるなど、より効率化が進められるようぜひ前向きに検討願う。

次に、農業総合センター果樹研究所の建物について、以前、福島市長から新規就農者の研修を受け入れている施設の老朽化が目立つため、改修し環境をよくしてあげたらどうかとの話があった。施設の改修予定などはあるのか。

施設管理課長

施設の改修計画等については、果樹研究所を所管する農林水産部で決めることになる。

半沢雄助委員

最終的な判断は農林水産部になるとは思うが、ぜひ連携しながら前向きに検討願う。

神山悦子委員

半沢委員のシステム改修の質問に関連して、デジタル化はパソコンやスマートフォンを使える人には恩恵があると思うが、電子機器が苦手な高齢者や障がい者などアクセスできない人には、まだまだ紙での周知も必要である。負担軽減の面もあるものの県民目線も常に頭に置いて進めるべきと思うが、県の考えを聞く。

税務システム課長

令和７年度の税制改正において、電子による納税通知を法人に対しては９年から、個人に対しては10年から開始することになっており、現状は電子的に送付することができる扱いで、まだ紙を完全に廃止する動きにはなっていない。県民の利便性を確保しながらシステム改修を行っていく。

神山悦子委員

郡山合同庁舎の移転について、今の郡山合同庁舎の守衛から、自分は新しい合同庁舎には移らないとの話を聞いた。そこで働いている人たちに、年度途中で委託先が変わることなどについて十分な説明が必要であったと思う。確認だが、委託業者は変わったのか。

施設管理課長

新郡山合同庁舎の委託業者については県中地方振興局庁舎管理者が発注者のため、詳細を把握していない。委託期間については当初の委託内容で規定されていると思う。

神山悦子委員

年度途中で委託業者が変わることも含めて、そこで働いている人には丁寧な対応が必要であるとの意見を述べておく。

先崎温容委員

４月からの県職員の働き方改革について、フレックスタイム制度の成果などを聞く。

人事課長

４、５月のフレックスタイム制度の申請は延べ58件、実人数34名で、そのうち週休３日制の利用は延べ29件、実人数19名であった。申請理由としては育児のほか、通勤に公共交通機関を利用する職員が通勤時の混雑を回避するためである。既に制度化されている時差出勤でもある程度の回避は図れたが、始終業時間と運行ダイヤが合わない場合などにフレックスタイム制度をうまく活用している職員もいる。

先崎温容委員

ワーク・ライフ・バランスの視点からも時代に合わせた制度を進めていくことはとても大事である。「ふくしま攻めの働き方改革加速宣言」により、まず県庁から働きやすい職場環境をつくり、若者や女性が憧れる職場になっていくことを望むため、引き続き尽力願う。

次に、各部局で所管施設を改修すると思うが、やはり他部局の職場環境向上に総務部が関わることはとても大事である。先月、県中保健所を訪れた際、だれでもトイレが２階にはあったが１階になく、ウォシュレットトイレも設置されていなかった。総務部でも常にこのような状況を把握しながら進めてほしいとの意見を述べて

おく。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された請願のうち、新規請願102号外３件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

佐藤郁雄委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願85号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

不採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続請願85号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願86号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

不採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続請願86号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

なお、採決は７月７日に行う。

これをもって、総務部の審査を終わる。

ここで暫時休憩する。

再開は午後１時とする。

（午後　　０時　１分　休憩）

（午後　　１時　　開議）

佐藤郁雄委員長

再開する。

これより危機管理部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課渡部主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者の紹介を願う。

（部参事以上の新任者は自己紹介、その他の新任者は政策監より紹介）

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第29号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

（別紙「６月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明）

佐藤郁雄委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

（別紙「議案説明資料」説明）

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結する。

次に、一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

佐藤義憲委員

昨日の一般質問で、我が会派の渡辺康平議員から消防指令センターの共同運用について質問があったが、詳細を説明願う。

消防保安課長

今年５月に各消防本部から将来的な消防指令センター共同運用化の必要性の声を受け、県が旗振り役となって会議体を設置し検討を開始した。

佐藤義憲委員

会議体の具体的な実施頻度や中間方針、最終的な結論の時期など今後の予定を説明願う。

消防保安課長

この共同運用に向けては５年、10年先を見据えた検討になると認識していることから、今後各消防本部との確認や合意の下、進め方を含め協議していく。

佐藤義憲委員

今すぐに結論が出て運用開始になるものではないことを理解した。共同運用化と併せて各消防本部の今後の人口減少に伴う広域化への体制見直しも検討したほうがよいと思うが、どうか。

消防保安課長

まさに消防の広域化については人口減少に伴う課題として全国的な問題であり、消防庁からも広域化に向けた指針が示されている。ただし、直ちに広域化が難しい場合には指令の共同運用から開始する方法も示されており、本県の場合、各消防本部の広域化より共同運用化を検討したいとの考えを受け、まずは共同運用化に向けた検討を始める。

半沢雄助委員

昨年12月定例会の委員会でも質問した、避難所でのアレルギー対応食の取扱いは意見交換の場でも反響が大きい。実際に避難所を訪問した際、通常提供される食事を食物アレルギーのある子供が食べられず、その様子を見た周囲から保護者が甘やかしているとの言葉を受けたり、子供自身もつらい思いをする事例が報道されていることに多くの人が共感を寄せている。子供に我慢させることなく災害時でも安心して食事を確保できる環境を整えることが重要である一方で、自宅などでの備蓄量には限界がある。自宅が被災し自宅待機が困難な場合や避難所にアレルギー対応食があるとも限らない状況で、どのように対応したらよいのか不安に思っている人が非常に多い。民間事業者や流通業者等との連携を含め、先行事例や検討内容はあるか。

災害対策課長

避難所におけるアレルギー対応食について、県では米飯は全てアレルギー対応食を備蓄している。市町村には避難所運営マニュアルを配付し様々な避難者に対応できるよう、特定原材料を明示した上でアレルギー対応食の備蓄や食事を提供するよう求めている。民間事業者との連携については、スーパーマーケット等と協定を締結しアレルギー対応食を入手できる体制を構築している。

半沢雄助委員

県民の安心のためにも県の取組を広報するよう要望する。

次に、災害時のトイレ処理の問題について、トイレの使用後は風呂の残り湯で流す方法が一般的かと思うが、先日の講演で下水処理が止まった状況では汚水が詰ま

ってしまいあふれることもあると聞き衝撃を受けた。講師は凝固剤を使った携帯トイレを焼却処理する方法を勧めていた一方で、凝固剤の備蓄が全国的にもまだまだ進んでいないとの話もあった。トイレは健康にも衛生状態の悪化にも直結する大事な問題であるため、県の取組を聞く。

災害対策課長

避難所のトイレ問題は、健康問題に直結する重要な課題であると認識している。県では昨年度､断水・停電時にも使用可能なトイレコンテナを防災道の駅に配置し、平時は観光客用、災害時には避難所用として使用する体制を取っている。昨年度は国土交通省の定義に基づいた快適トイレの整備を行う民間事業者を対象に補助事業を実施し、平時には事業者がイベントなどに使用し、災害時には県の避難所に優先的に設置するものを67基保有している。さらには、昨年度から民間事業者や各自治体が保有しているトイレカーを登録する国の災害対応車両登録制度が始まり、災害時に要請に基づき避難所に派遣できる制度が構築された。現在、全国から本県に派遣可能な台数は102台あり、また、県内市町村においても11台保有している。今後もこれらの制度等を活用しながらトイレの問題に取り組んでいく。

半沢雄助委員

先ほど紹介した講演の中で、よく工事現場などで見かけるトイレがたくさん設置されているにもかかわらず行列ができている写真を見た。その理由として、きつい段差や和式など、物理的な問題により高齢者や足腰に不安を持つ人が利用できないとの話があった。その点に対する取組などを聞く。

災害対策課長

県で保有しているトイレコンテナは段差が少ないバリアフリー型で、トイレトレーラーは高齢者や車椅子使用者も利用できるようリフトで持ち上げるタイプである。誰もが使いやすいトイレの整備に努めている。

神山悦子委員

豪雨災害や地震も頻発していることを考えると、災害に対する備えなどを改めて県民に周知する必要があると思うが、どうか。

次に、東日本大震災の際にビッグパレットふくしまに避難した女性から、様々な性的被害や嫌がらせがあるため隔離してほしいとの要望があったが、避難所の在り方として避難時の女性への支援に対する取組状況や課題を聞く。

災害対策課長

昨年度は防災プロモーションを実施し、県と協定を締結しているホームセンター等で扱っている家具の固定器具等や備蓄品を展示し、日頃からの備えについて啓発した。また、風水害等に関してもマイ避難推進講習会を年間100回程度実施し、会場でマイ避難シートをつくってもらう中で、災害への備えについての周知啓発に取り組んでいる。

次に、避難所での女性への支援に関しては、市町村に配付している避難所運営マニュアルにおいて、受付には男女を配置すること、女性職員も巡回すること、さらには女性が相談しやすい体制づくりを依頼している。また、東日本大震災の経験を生かして民間警備会社との協定を締結しており、大規模災害が起きた際には避難所警備も含めて協定をうまく活用しながら、避難所で女性が安心して生活を送れるような体制構築に努めている。

神山悦子委員

引き続き取り組んでほしい。次に、報道によると空港のＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）を含む泡消火剤も問題になっているが、福島空港のデータは公表されていなかったと思う。環境に影響を与えるため、どのような消火剤を使用しているのか調べる必要があると思うが、どうか。

消防保安課長

各消防本部でのＰＦＡＳを含む泡消火剤の使用については、国の規制を受けて現在は全ての消防本部で取りやめている。福島空港の状況については把握していない。

神山悦子委員

所管は違うがその辺りも目配りしてほしいとの意見を述べておく。

次に、先日の岩手県沖地震発生時の福島第一原子力発電所の状況について心配していたが、本当に問題はなかったのか。地震発生の際、海洋放出の機器を含めどのような点検を行っているのか。

原子力安全対策課長

地震、台風、津波などの自然災害が発生した場合、福島第一原子力発電所ではそのレベルや規模に応じて発電所が定める規定に基づき作業の中止や避難などの対応が行われるほか、設備の警報発生状況やモニタリングポスト監視機器の異常の有無などを確認することとなっている。県では、自然現象が発生した場合は発電所の状

況などを確認しており、引き続き発電所の安全が確保されるよう東京電力の取組をしっかりと監視していく。

神山悦子委員

どの程度の震度で対応するのか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所では、地震においては震度よりも建物の地震加速度に応じてパトロール区分がある。１Gal以上であればパトロールするが、地震の規模が大きくなるほど現場全体を細部まで調査するよう決められている。

神山悦子委員

岩手県沖の地震の震源は東日本大震災で動いた海溝に近く、注視していく必要があることからも、県民には状況をしっかりと情報提供するよう東京電力を指導してほしい。

次に、全国で11～14基の原子力発電所を建て替えるが、本県での原発事故を教訓とせずにそのようなことを進めてよいのか。中部電力が浜岡原子力発電所の地震波データをごまかし大問題となったが、その発覚後にまた不正を行っていた。柏崎刈羽原子力発電所を稼働し始めた場合でも、東京電力に対し福島第一原子力発電所の廃炉に対する対策がおろそかにならないよう常に指導すべきであり、風化により原発事故が既に終わったことにされてしまうのはあってはならない。この辺りについて東京電力にしっかりと伝えているのか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の廃炉については、燃料デブリの取り出しを含め、前例のない極めて困難な取組であることから、県では、東京電力に対してあらゆる経営資源を投入し全社を挙げて廃炉に取り組むよう繰り返し求めているところであり、引き続き求めていく。

神山悦子委員

原発事故の廃炉については、今後も専門家の意見も聞きながら注力してほしい。中部電力のような問題が起こらないよう、県民には情報を速やかに公表すべきであるとの意見を述べておく。

先崎温容委員

先ほど部長説明にあった防災タイムラインについて、内容の詳細を説明願う。

災害対策課長

今年度、地方振興局単位の７地域において、県、市町村、防災関係機関が連携して風水害、土砂災害に係る防災タイムラインを防災気象情報に連動する形で作成している。例えば、大雨警報がレベル３の場合に関係機関はどのような行動を取るのか、レベル４の場合には、いつのタイミングで避難指示を出すのかなどを議論しながら進めている。昨年度は大雪に関するタイムラインを会津と南会津地域で策定し、降雪状況に合わせた予防的通行止めのタイミングなどを盛り込んだ。策定後は実効性の高いタイムラインとなるよう、関係機関による訓練等の結果に基づき毎年内容を見直すなどの取組を進めている。

先崎温容委員

災害時、県民には危険を回避するための情報を、県と災害協定を締結している事業者にはどのような対応を取るのかをしっかりと発信する必要があり、防災アプリやＳＮＳなどの媒体を使って必要な情報を確実に届けなければならない。協定先との災害時の連動も含めた対応を聞く。

災害対策課長

県民へは防災アプリやＳＮＳ等で災害の状況や避難のタイミングを地図上で表示し周知しているほか、県と市町村が連携し住民に分かりやすく伝わる情報発信に努めている。また、協定締結先とは日頃から顔の見える関係を構築することを重視し、県の総合防災訓練などに協定締結先の事業者にも参加してもらっているほか、タイムラインの議論や訓練を通して災害発生時の初動対応の迅速化につなげている。今後も協定締結先とは平時から継続的に関係性を築いていく。

先崎温容委員

いわき市で立ち上げたいわき国際防災戦略プラットフォームについて、県では把握しているか。あわせて、県との連携などはあるか。

災害対策課長

報道により認識しているが、具体的な連携等は今後研究していく。

先崎温容委員

いわき国際防災戦略プラットフォームが東日本国際大学に新設される防災危機管理コースと連携するなど、様々な関わりにより県の取組にも相乗効果が生まれてくると思い質問した。民間事業者を含め情報共有しながらより精度を高めてほしい。

次に、消防用設備の点検報告制度について、昨年本県は50％を上回ったが全国平均よりは下回っており課題があると思う。県ではどのように認識しているのか。

消防保安課長

毎年、各消防本部で消防設備の点検状況の確認を行っているが、各消防本部との意見交換や検討会などの機会に情報収集や助言、周知を図っていく。

先崎温容委員

全国で災害級の火事が起きていることから、民間事業所でも防火対策等の費用面など様々な課題が発生しているのではないか。当然、県民の生命、財産を守る観点から推進を図る必要はあるが、今後、民間事業所の現実的な課題も含めた施策も検討してほしい。

次に、３月15日の福島民友新聞の記事によると、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を巡り中国で偽情報が拡散されているとのことだったが、このことについての県の対応を聞く。

原子力安全対策課長

その記事に対する対応は特に行っていない。

先崎温容委員

原子力関係は危機管理部の所管であるため、当然、科学的根拠に基づく事実を常に確認していると思う。偽情報が流れた今回のような由々しき問題への対応も常に考える必要があると思うが、どうか。

原子力安全対策課長

ＡＬＰＳ処理水に関連しても当然であるが、情報発信は新たな風評の抑制や県民の安心確保のために大変重要である。県では国及び東京電力に対し、処理水の海洋放出の状況や海域モニタリングの結果などについて継続的に分かりやすく発信するとともに、ＩＡＥＡ（国際原子力機関）などとも連携して科学的な事実に基づく正確な情報を国内外に広く発信するよう引き続き求めていく。

先崎温容委員

答弁のとおりではあるが、やはりこの点については危機管理部が最も関わりが深いため、事実関係に基づいた正しい情報を関係部局と共有し連動する必要があるのではないか。

原子力安全対策課長

関係部局との連動について、私は風評・風化プロジェクトチームのメンバーでもあるため、ＡＬＰＳ処理水に関する正確な情報や廃炉状況をそのような場でしっかりと正しく伝えていく。

先崎温容委員

今後も様々懸念される復興の足かせとなるような案件については、その都度、情報共有を含め県として明確な対応を県民に分かりやすく示してほしいとの意見を述べておく。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

（午後　　１時４７分　休憩）

（午後　　１時４９分　開議）

佐藤郁雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案６件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

（書記朗読）

佐藤郁雄委員長

初めに、議員提出議案第147号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

可決の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第147号については、可決の方向として異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第148号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

可決の方向で願う。

半沢雄助委員

否決の方向で願う。

神山悦子委員

否決の方向で願う。意見書では「「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。」ことについて様々な理由が記載されているが、今国会の動きを見ると「すでに多くの党・会派において共有可能な論点となっている。」とも言えない。現在の日本国憲法では、第１条で天皇は国民の総意に基づくとされており、加えて第14条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されているため男系男子に限定する理由はなく、当然反対すべきである。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第148号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第149号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第149号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第150号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

否決の方向で願う。

半沢雄助委員

否決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第150号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第151号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

否決の方向で願う。

半沢雄助委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

衆議院議員比例代表の定数のみ削減した場合、国政に国民や地方の声が届かなくなる。小選挙区制では１人しか当選できない弊害もあることから、比例定数削減には反対すべきであり、可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第151号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第152号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第152号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

（書記朗読）

佐藤郁雄委員長

初めに、請願102号については、さきに審査した議員提出議案第147号に関連していることから、採択の方向として異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願103号については、さきに審査した議員提出議案第149号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願104号については、さきに審査した議員提出議案第150号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願105号については、さきに審査した議員提出議案第151号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は７月７日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明７月３日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

（午後　　１時５８分　散会）